

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から57年12月まで

私は、昭和56年3月に短期大学を卒業し、その年の5月から勤務した会社が社会保険に加入していなかったため、母親の勧めもあり、国民年金の加入手続きを行い、毎月郵便局で国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付場所、納付時期等についての記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年3月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「毎月、A郵便局で1万円余りの現金を振り込んだ記憶はあるが、それが国民年金保険料であったか否かについては、分からない。」と述べているが、申立期間当時、郵便局はB市との保険料収納代理契約を締結していなかったことから、郵便局で保険料を納めることはできなかったものと考えられる上、申立人が納付したとする保険料の額は、申立期間の実際の保険料額（4,500円から5,220円）と乖離している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月 27 日から 62 年 2 月 19 日まで
② 昭和 63 年 3 月 15 日から同年 9 月 28 日まで
③ 平成 4 年 4 月から 6 年 3 月まで

私は、申立期間①及び②を含む昭和 61 年 2 月から 63 年 12 月末までの約 3 年間に於いて A 氏所有の船で勤務しており、申立期間③においては B 氏所有の船で勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では申立期間①から③までの船員保険の加入記録が無いので、当該期間について船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立事業所の社会保険担当事務員は、「申立人の船員保険の加入期間は海員名簿に記載された雇入期間である。」と述べており、申立事業所から提出された海員名簿の写しによれば、申立人が A 所有の船舶で勤務していた期間は、オンライン記録から確認できる申立人の同船舶における船員保険の加入期間と一致している。

また、当時の事業主は、「申立人を何回か雇入したのは覚えているが、期間については、はっきり覚えていない。」と述べている。

さらに、申立期間①及び②に船員保険の被保険者であったことが確認できる同僚は、「私は、何度か A 船主の船で勤務しており、その間何度か申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、期間について詳しく覚えていない。」と述べている。

加えて、申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿の申立人の船員保険の加入記録とオンライン記録とは一致している上、同名簿の整理番号に欠番はなく、申立期間①及び②について申立人の加入記録は無い。

申立期間③について、申立事業所から提出された申立人に係る海員名簿の写しによれば、申立人が B 所有の船舶で勤務していた期間は、昭和 61 年 2

月から同年7月までであり、申立期間③の勤務記録は確認できない。これについて申立事業所の経理担当事務員は、「申立人の記録を海員名簿及び利益配分帳で調べたが、申立期間③の雇入記録は確認できない。」と述べており、事業主も、申立人を雇入れしたのは一度だけである旨述べている。

また、申立事業所の船員保険事務を代行しているC地区漁業協同組合は、「申立事業所に係る平成4年から6年までの船員保険の関係届を調べたが、申立人の加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は申立期間③において国民年金に加入しており、同期間は国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

加えて、申立事業所に係るオンライン記録を確認したところ、整理番号に欠番はなく、申立期間③について申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①から③までにおいて、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。